

令和7年度

福津市

「中小企業融資制度」のご案内

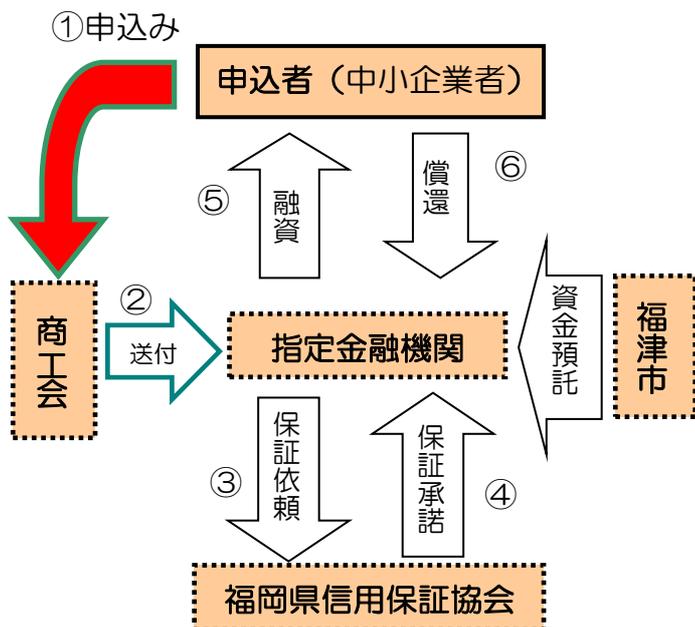
福津市では、中小企業者のための融資制度を設けています。事業資金（設備資金・運転資金）の調達にご利用ください。商工会員に限らず、福津市内の中小企業者が対象です。[『福津市商工会』](#)で受け付けています。

申込みから融資実行までの期間は、概ね1か月程度です。

融資限度額 **500万円**
返済期間 **5年以内**

県小規模事業者振興資金制度より
0.1%低い利率

制度のしくみ



＜ 融資申込みに必要な書類 ＞

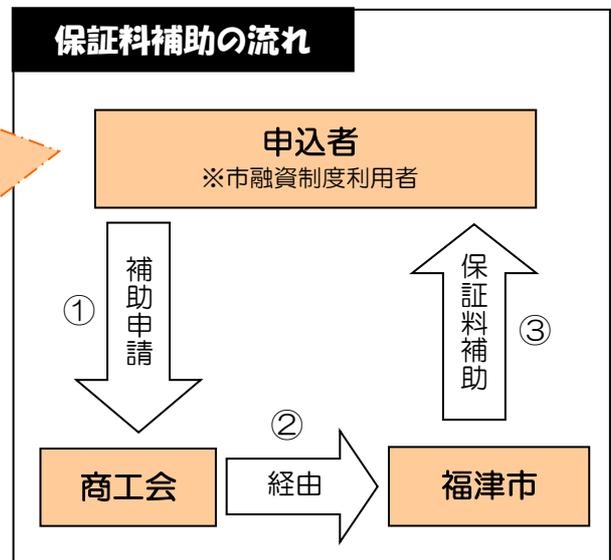
- 商業登記簿謄本 ※法人事業者のみ
- 市税等の滞納がない証明書
- 決算書及び申告書の写し2期分（前期及び前々期）
※法人事業者は決算申告書の写し2期分。決算後6月以上経過の場合は最近の残高試算表
- 許認可業種は、許認可証の写し
- 飲食業は、風俗営業でない宣誓書
- 建設、土木業関連は受注工事明細書
- 設備資金の場合は見積書・カタログ
- 住民票の写し ※個人事業者のみ
- 個人情報の提供に関する同意書
- 印鑑証明書 ※個人事業者のみ
- その他、信用保証協会が求めるもの

融資条件	
融資金額	500万円以内
返済期間	5年以内（据置期間6ヶ月）
融資利率	1.3%（県小規模事業者振興資金制度より0.1%低い金利）
保証料率	福岡県信用保証協会所定の料率（評点区分により決定）
担保	原則として徴しない。ただし、必要と認める場合は担保を徴する。
保証人	原則として不要（法人の場合は代表者のみ）
要件	① 福岡県信用保証協会の保証対象事業者で、常時使用する従業員が20人（商業サービス業は5人）以下の事業者。 ② 市内に住所と主たる事業所があり、同一事業を6ヶ月以上営んでいる。 ③ 市税等の滞納がない。
取扱金融機関	●福岡銀行 ●西日本シティ銀行 ●遠賀信用金庫 ●福岡県信用組合 ●北九州銀行
受付機関	福津市商工会 電話：42-0315 住所：福津市中央2-10-6

（令和7年4月現在）

「保証料の補助制度」もあります。

市の融資制度利用者に、福岡県信用保証協会への信用保証料の支払額の一部に対して、補助金を交付する制度があります。支払った信用保証料に対し、融資額の1%を限度として、補助金の申請ができます。借り換えの場合は、増額分の1%が限度です。



●申込受付、問い合わせ先●

福津市商工会

【電話】42-0315 【住所】福津市中央2-10-6



福津市 商工振興課 Tel62-5013